

弘前市公告第253号

事後審査型条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年11月25日

弘前市長 櫻田 宏

記

1 競争入札に付する建設関連業務

- (1) 業務名称 令和2年度 安田団地市営住宅ほか受水槽改修工事設計業務
- (2) 委託期間 契約日の翌日から 令和3年3月26日 まで
- (3) 業務概要 安田団地市営住宅及び宮園団地市営住宅の既存受水槽の改修工事設計業務を行う。
- (4) 予定価格 事後公表
- (5) 支払条件 前金払 有り

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 弘前市契約規則（平成18年規則第52号。以下「規則」という。）第2条の規定により、一般競争入札に参加させないことができる者でないこと。
- (3) 公告の日から弘前市事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（以下「参加申請書」という。）提出期限までの間に、弘前市建設業者等指名停止要領に基づく指名停止期間がないこと。
- (4) 市内に本店を有すること。
- (5) 市の令和2年度建設関連業務指名競争入札参加資格者名簿において、建築関係建設コンサルタント業務に登録されていること。
- (6) 次のいずれにも該当する主任技術者を配置できること。
 - ①一級建築士又は建築設備士。
 - ②当該入札参加希望者と直接的な雇用関係にある者。

3 入札参加申請

入札参加希望者は、次に従い、参加を申請しなければならない。

- (1) 提出期限 令和2年12月1日 正午（FAXに限る。）
- (2) 提出書類（様式は市ホームページよりダウンロードすること。）
 - ①参加申請書
- (3) 提出場所 契約課契約係（FAX 0172-35-2199）
（FAX受付時間は、月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までとする。）
- (4) その他
 - ①参加申請書の内容について別途意見を聴取することがある。
 - ②参加申請書の受理については申請者に対して別に通知する（令和2年12月2日 通知予定）。なお、予定日までに通知がない場合は、契約課契約係へ必ず連絡すること。

4 設計図書（インターネットによる電子縦覧）

- (1) 設計図書は市ホームページに掲載するので、ダウンロードのうえ縦覧すること。
- (2) 設計図書に対して質問がある場合は、令和2年12月1日 午後5時までに契約課契約係へFAX（0172-35-2199）で提出すること。
回答は市ホームページの「質疑応答」に掲載する。（令和2年12月2日 掲載予定）

5 入札（開札）の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年12月10日 午前 9時40分
- (2) 場所 弘前市役所前川本館 2階入札室

6 入札方法等

- (1) 入札書は郵送により提出するものとする。（様式は市ホームページよりダウンロードすること。）
- (2) 宛 先 〒036-8799
弘前郵便局留 弘前市総務部契約課契約係
（郵送用封筒の作成方法は市ホームページに掲載の「入札参加者用マニュアル」の例によること。）
- (3) 到着期限 令和2年12月8日 必着
- (4) 郵送方法 **一般書留又は簡易書留のいずれかによる。**
（特定記録で郵送された入札書については、無効とする。）
- (5) 入札書の日付は入札日を記入すること。
- (6) 入札（開札）の執行回数は2回までとする。
第1回目の入札において予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札がない場合は再度入札を行う。再度入札に係る入札日程や入札立会依頼については、入札参加者（辞退者を除く）に対して別に通知する。
※詳しくは、市ホームページに掲載の弘前市郵便入札実施要領をご覧ください。
- (7) 落札者がいない場合は不調とする。

7 入札条件

規則に定める入札参加者心得書を遵守すること。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除とする。
- (2) 契約保証金は原則として契約金額の100分の10以上の金額を納付するものとする。
ただし、履行保証保険契約を締結した場合はその納付を免除する。
また、有価証券等の提供、銀行又は市長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって、その納付に代えることができる。

9 入札書記載金額等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札の辞退

入札を辞退する場合は、必ず事前に電話等で契約課契約係へ連絡すること。ただし、入札書郵送後の辞退については、入札（開札）前までに入札辞退届を持参により提出すること。（様式は市ホームページよりダウンロードすること。）

11 入札（開札）の立会い

入札（開札）にあたり、入札参加申請をした者の中から入札立会人を決定し入札立会依頼書をFAXで送付するので、依頼を受けた者は立ち会うこと。

ただし、立会人が入札（開札）時刻までに到着しない場合は、当該入札に関係のない市の職員を立ち会わせるものとする。

12 入札（開札）の傍聴

入札（開札）の傍聴を希望する入札者又はその代理人（立会人又はその代理人を除く。）は、5に定める入札（開札）時刻までに来場すること。

なお、入札者の代理人が傍聴を希望する場合は、入札傍聴委任状を持参すること。（様式は市ホームページよりダウンロードすること。）

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 参加申請書又は関係書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 入札参加者心得書及び郵便入札の条件等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札書又は封筒に記入もれ、押印もれがある者の入札
- (5) 参加申請書の提出期限の日から入札日までの間において指名停止期間中である者の入札

14 同日落札制限

- (1) 本業務は、同日落札制限の対象業務とする。
- (2) 本業務と同日に総務部契約課において開札を行う 建築関係建設コンサルタント業務 の条件付き一般競争入札において、本業務より先に開札する業務を落札した者は、本業務の落札者に決定しないものとする。 再度入札を行った場合も同様とする。

15 落札者の決定

- (1) 開札を行ったときは、落札の決定を保留し、有効な入札をした者を対象として、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格を定めている場合にあつては最低制限価格未満の入札をした者を除く。）を落札候補者とし、落札候補者の入札参加資格の有無を審査し、落札者を決定するものとする。
- (2) 開札後、市から連絡を受けた落札候補者は、指定された期日までに弘前市事後審査型条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）により、資格の審査を受けなければならない。

①提出書類（様式は市ホームページよりダウンロードすること。）

- ・資格審査申請書
- ・配置予定技術者調書

②提出場所 契約課契約係（FAX 0172-35-2199）

③提出期限 令和2年12月14日（予定）

（提出の指示を行った日の翌日から起算して2日目の日（休日に当たる日を除く。））

（FAX受付時間は、月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までとする。）

④その他

- ・資格審査申請書の内容について別途意見を聴取することがある。
- ・入札後に市の指名停止を受けた者は落札者に決定しないものとし、当該入札は無効とする。
- ・資格の審査結果については落札候補者に対して別に通知する。

16 契約の締結

- (1) 落札決定後契約締結までの間において、落札者が市の指名停止措置を受けたり、2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

17 その他

- (1) 本入札は、弘前市業務委託契約等最低制限価格制度要領に基づき最低制限価格を設定する。

※令和2年8月1日から施行した最低制限価格制度要領により算出しています。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

- (2) 入札時において2に掲げる資格を喪失した者は、入札に参加できないものとする。
- (3) 入札参加希望者は入札の概要、設計図書等を熟読のうえ入札に参加すること。

以 上

問い合わせ先

弘前市総務部契約課契約係

電話 0172-35-1111（内線227、230）